

■平成31年4月以降のバス路線改編案

○バス路線改編案の作成にあたっての阪神バスの考え方

- ・現行の路線網の継続を基本とする。
- ・市内各所からの尼崎総合医療センターへのアクセス強化を検討する。
- ・主要鉄道駅への接続をさらに強化し、始終発時刻の拡大等を含めた利便性向上策を検討する。
- ・各路線の利用者数に基づいて、乗客の利便向上及び効率性の高い路線にするために、他路線への付け替え等
を検討する。

路線 番号	変更概要
22	【経路変更】 ＜平日9時台～16時台をスポーツセンター経由から尼崎総合医療センター経由に変更 新たに路線免許取得予定(県道13号線(久々知西町～名神町1丁目))＞
31	【経路変更】 ＜中央公民館経由から尼崎総合医療センター経由に変更＞
47	【経路変更】 ＜北図書館経由から南武庫之荘2丁目経由に変更＞
48-2	【経路変更】 ＜尼崎東警察署前⇄JR尼崎間を尼崎東警察署前⇄新設バス停⇄JR尼崎に変更＞
58	【経路変更】 ＜尼崎東警察署前⇄JR尼崎間を尼崎東警察署前⇄新設バス停⇄JR尼崎に変更＞
80	【路線一部廃止】 ＜「武庫川⇄琴浦神社⇄阪神出屋敷」間のみの運行とし、「武庫川⇄八幡橋⇄阪神出屋敷」間を廃止＞

※上記の路線改編をふまえ阪神バスが全路線のダイヤ編成を改めて行う際には、利用者数の少ない路線については一部減便、利用者数が多く混雑が見込まれる路線については一部増便や始終発時刻の延長等を検討する。